

税関長、富安内閣官房ＩＴ総合戦略室参事官から事情を聴取したいので、改めまして午後の理事会で協議をしていただきますよう、委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

○委員長（中西祐介君） 後刻理事会で協議をいたします。

○古賀之士君 質問を終わります。

○那谷屋正義君 立憲・国民・新緑風会・社民の那谷屋正義でございます。

今日は予算の委嘱審査ということでありますけれども、先ほど大臣の方から説明をいただきました。そうした予算の中に、やはり我々政治家あるいは政府が一番大事にしなければいけない国民の生命と財産、こういったものの共有を少しでも取りたいという観点で、また、一部報道に、森友公文書改ざん問題で自死されました近畿財務局職員の遺書と手記が公表されたわけでありますので、それについて御質問させていただきたいというふうに思います。

質問の前に、二年前に亡くなられた、今年三回忌を迎えられた職員、改めて、亡くなられた職員の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様にはお悔やみを申し上げたいというふうに思います。まず、遺書が出てまいりました。遺書について、恐縮ですが読ませていただきます。

森友問題、パワハラ官僚佐川理財局長の強硬な

国会対応がこれほど社会問題を招き、それに指示ノ一を誰も言わない理財局の体質はコンプライアンスなど全くない、これが財務官僚王国、最後は下部が尻尾を切られる、何て世の中だ、手が震える、怖い、命、大切な命、終止符。そして、最後にお連れ合い様へ、これまで本当にありがとうございました。ごめんなさい、怖いよ、心身共にめいりました。そして、義理のお母さんへ、ごめんなさい、大好きなお母さん。

三週間後には満五十五歳の誕生日を迎える予定でありましたけれども、その五十五歳の春を見ずに自ら命を絶たれたわけであります。この切ない、つらい遺書を聞いて、改めて、大臣、どのような感想をお持ちなのか、まずお伺いをしたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） 二年前になりますけれども、この近畿財務局の職員、お亡くなられた、自殺をされるということになった。残された御遺族の気持ち等々を思うと、大変言葉もなく、謹んで御冥福をお祈り申し上げる次第であります。これは、文書改ざんなどの極めてゆゆしい問題でありましたので、誠に遺憾の極みであって、深くおわびを申し上げなければならぬところだと、これは度々申し上げてきているところですけれども、その気持ちに変わることはございません。

○那谷屋正義君 今、大臣の方から御遺族に対し

てのおわびの答弁があったかというふうに思いますけれども、ただ、この間のいろんな国会の議論の中で、麻生大臣は、告別式かどうかはともかくとして、弔問の方に行かれるのかどうかというこの問いに対して、行くかどうか聞いたところ、御遺族の方がそれを拒否されたというような答弁をずっとこの間繰り返されました。

ところが、実際にその報道されていたものについて見れば、そうではなくて、いつでも来ていたできたかったと、このように言われていたわけでありますけれども、その辺について、麻生大臣、どのように認識をお持ちでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） これは、あの当時、もうかれこれ二年前になりますので記憶が少し違っているかもしれませんが、間違いない、御遺族の了解をいただければ弔問をさせていただきます。私どもとしては、現地の財務局を通じまして御遺族にその旨をお伝えした。これは、私ども、理財局の方で主にやりましたが、御遺族の意向を確認したところ、御遺族からは御了解いただけなかったと、今はまだざわざわして、何とかしているということだったので何うことができるのか、私どもの方で局長等々を行かせるといふことをやらせたときも、そのときもお断

りされておりますので、そういった時代があったと記憶をいたします。

○那谷屋正義君 そうすると、改めて、この報道を見ますと、御遺族、またお連れ合い様は、麻生大臣に来ていただくことは大変ウエルカムかどうか、是非来ていただくきたいという、そんなお話をされているわけでありますから、その上で、もう一度そのところを確認されるなりなんなりしても結構なんですが、もう一度、弔問に伺うという、そういったお気持ちはおありでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 私ども、今の申し上げた気持ちは全然変わっているわけではございませんので、私どもで伺うかについては、それは御遺族のお考えというのがありますので、先生がそう言われていますが、また伺ったら違うことにまたなるかもしれませんが、よく私どもとしては伺った上で、気持ちに反したことをしたいわけではありませんので、私どもとしては伺わせていただければという気持ちには変わりはありませんので、私どもとしては、向こう、相手側、御遺族の方のコメントを直接きちつとお伺いした上で御返事申し上げます。

○那谷屋正義君 今の麻生大臣のお言葉と御遺族の方の受け取られ方がかなり違っている。つまり、そこで間に入られた財務省のその関係した方々がどこかで何かを変えられたとしか考えられないよ

うな今状況になっていきます。

例えば、森友学園案件に係る決裁文書の改ざん等に関する調査報告書というのが平成三十年六月四日付けで出されました。この中身と今回の手記とは、かなり違いがあるところがございます。

例えば、理財局長は、当該文書の位置付け等を十分に把握しないまま、そうした記載のある文書を外に出すべきではなく、最低限の記載とすべきであると反応し、理財局長からはそれ以上具体的な指示はなかったというふうに報告書にはなっているんですけれども、手記では、元は全て佐川理財局長の指示です、森友事案は、全て本省の指示、本省が処理方針を決め、国会対応、検査院対応全て本省の指示と本省による対応が社会問題を引き起こし、うそにうそを塗り重ねるという通常ではあり得ない対応を本省は引き起こしたのであるというふうに手記では書かれています。

さらには、当該配下職員は、本省理財局からの度重なる指示に強く反発し、平成二十九年三月八日以降は、配下職員はこれ以上作業に関与させないこととしつつというふうに書かれているのでありますけれども、実は、手記では、三月七日以降、修正した回数は三回ないし四回程度というふうに認識をされている。

ここでどちらが事実かというふうにお考えかというのを私は問うても、多分お答えいただけな

いというふうに思います。そんな中で、報告書と手記内容がこれだけ違っているということでありますので、この報告書が完全なものとはなかなか言い切れないというふうに私は今思っています。

そんな中で、近畿財務局の総括国有財産管理官の配下職員を中心に、もう一度この件に関してしっかりと聞き取りをしてあげる、そのことが亡くなられた故人に対する一つの励みというかそういったものになるのではないかとこのように思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

職員がお亡くなりになったこと、改めて深く哀悼の意を表したいと思えます。

その上で、平成三十年六月に公表しました調査報告書では、文書改ざんなど一連の問題について財務省としても説明責任を果たす観点から、大臣官房の人事担当部局を中心に、職員からの聞き取りや、関連文書や職員のコンピューターなどの確認をできる限り行った結果を取りまとめたものでございます。

その結果として、改ざんにつきましては、国有財産行政の責任者であった理財局長が方向性を決定付け、その下で理財局の総務課長が関係者に方針を伝達するなど中核的な役割を担い、理財局の担当課長、担当室長が深く関与した、一連の問題

行為は本省理財局の指示により行われたものであり、近畿財務局の職員は、改ざんを行うことへの強い抵抗感があったこともあり、本省理財局からの度重なる指示に強く反発したことを調査報告書で認定しておるところでございます。

こうした調査結果を踏まえて、一連の問題行為に關与する責任の所在を明確にするため、關与した職員に対して厳正な処分を実施したところでございます。一連の問題行為についてのけじめを付けられたものと考えております。

このように、財務省としては、できる限りの調査を尽くした結果をお示ししたものであり、新たな事実は見付かっていないと考えられることから、再調査を行うようなことは考えておらないところでございます。

○那谷屋正義君 今、新たな事実は見付かっていないとおっしゃいましたけれども、じゃ、この手記に書かれていることは偽りであると、こういうふうに言われるのかどうか、もう一度お答えいただけたらと思います。

○政府参考人（茶谷栄治君） そこは、各職員からの聞き取りを行いました。そこで若干相矛盾するようなこともございましたが、これにつきましては、できる限りのことをやってこの調査報告書をまとめたところでございます。

○那谷屋正義君 いや、だから、そういうふう

聞き取り調査した結果、報告書が出されました。そして我々にも示されたんですが、その報告書の中身とこの手記の中身がかなり違っているところがあるんです。特に大事なところが。佐川理財局長が全てだというふうに書かれているその手記に対して、理財局長からはそれ以上具体的な指示はなかったというふうにして、理財局長はもうそこでおしまいというふうな書き方に報告書はなっているわけでありますよ。

そういうふうなことだと、これは本当にこの報告書の信憑性というものに関わるわけでありまして、そういう意味では、もう一度このところをしっかりと聞き取りをやるべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人（茶谷栄治君） 今多分読まれたところは、決裁文書の五というところの記述の文かと思えますが、この報告書の一番最後のまとめとしまして、佐川理財局長の行為につきましては、国会や会計検査院等への対応に際して、応接録の廃棄や決裁文書の改ざんの方向性を決定付けたものと認められると、一連の問題行為の全貌までを承知していたわけではないが、国有財産行政の責任者である本省理財局の局長であり、さらに、一連の問題行為が森友学園案件に関する自身の国会答弁との関係に起因していたことを踏まえれば、問題行為の全般について責任を免れるものではない

ということ、当時の理財局長の責任を認定しているところでございます。

○那谷屋正義君 ちよっと肝腎なところがよく聞こえなかったんですけれども。

やはりこの部分については、人の命を大切にすること、そして、一生懸命麻生大臣の下で汗をかかれた方たちが、もちろん、ここで改ざん等について拒絶をされたということは本当に行政マンとしてすばらしいことだと、あるべき姿だなどというふうに思うんですけれども、もう少し官僚の皆さんにもそういう姿というものを見習っていただくべきではないかということ、大変恐縮ですが、申し上げさせていただきたいというふうに思います。

この手記が、私はこれが全部だというふうに、やっぱり両方の話を聞かなければなかなか真実が見えてこないということもあるので、もう一度、そのところを踏まえた上での報告書というものを期待したいというふうに思います。この件については、またこの後いろいろと議論をさせていただきたいというふうに思います。

この手記によると、本省指示による組織的事業であることが非常に明白になった。そして、そのトップである麻生大臣は、一切の処分がなく、責任の所在が曖昧なまま一切責任なしでよいのかということ、これを当時から問われておりました。一旦、

森友事案で辞任を考えられたというお話も伺っておりますけれども、この遺書と手記が公表されたことよって改めて責任を取るべきではないかというふうに思うわけでありませけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） この問題に関しましては、いろいろ御意見が私どもとしては当時から言われたところでありませけれども、少なくともこの問題で一番問題なのは、文書の改ざんというものが行われたということが一番問題なので、これは深くおわびを申し上げなければならぬところだと思っております。

その上で、私どもとして、二〇一八年ですか、平成三十年に、この問題の経緯に関する調査結果というのを先ほど茶谷の方から一部申し上げましたけれども、関与した職員に対して厳正な処分を行い、私自身も閣僚給与等々を自主返納させていだいたという次第であります。

今回の事態というものに関しましては、これはきちつと反省をした上で、二度とこうしたようなことが起きないように、やっぱり公文書管理の徹底とか電子決裁への移行等々を今進めさせていだいて、事実、電子決裁にほとんどなっておりますけれども、あの問題行為の発生を許した組織風土というのの改革を改めてやっつかないかと信頼回復にはつながらぬということだと思っておりますので、

私どもとしては、秋池参与等々部外の方を入れていただいて、局長はもちろんのこと、いろいろな形での信頼回復に向けて取り組んでいきたいと思っております。大臣としての職責を果たしてまいりたいと考えております。

○那谷屋正義君 根本はそういうところにあるんだろうと思ひますし、今、厳正な処分というふうに言われましたが、実は、その処分をされた方々、その後、現在の役職あるいは退官時にはどんな役職に就いていたのか、特に、手記にある五名の方々はどんなところにいらしたのか、佐川理財局長を始め理財局次長、そして理財局企画課長、そして国有財産審理室長、同課長補佐、こういった方たちはどういうところに役職が就かれたのか、お願ひします。

○政府参考人（茶谷栄治君） お答え申し上げます。

調査報告書に記載されております理財局長は既に辞職しております。退官時の役職は国税庁長官でございます。理財局次長の現在の役職は横浜税関長でございます。理財局総務課長の現在の役職は外務省在英日本国大使館公使でございます。理財局国有財産企画課長の現在の役職は内閣参事官兼内閣官房情報技術総合戦略室参事官でございます。理財局国有財産業務課国有財産審理室長の現在の役職は、福岡財務支局理財部

長でございます。理財局国有財産業務課国有財産審理室課長補佐の現在の役職は、関東財務局管財第二部上席国有財産管理官でございます。

○那谷屋正義君 今お話しいただいたように、どの方もまた重職に就かれています。これ、国民の理解得られない。改ざんをさせられた職員が自殺をしてしまったのに対して、改ざんを指示した側が、一旦は処分、厳正なる処分と言われましたけれども、本当にそうなのか、本当に厳正かどうかは人によつて違ふと思ひますが、受けながらも、その後また出世しているということは余りにも不条理、不均衡ではないかというふうに言わざるを得ないわけでありませけれども、最後に麻生大臣の見解をお聞きたいと思ひます。

○国務大臣（麻生太郎君） ちょっとこれは個別の人事に関する事柄なのでちょっとコメントは差し控えさせていただきます。存じませますが、その上であえて申し上げるならば、私どもとしてはかなりな処分をさせていただいて、減俸等々いろんなものが起きておりませ、その後、それぞれの能力や経験に照らしてポストに配置をしたということに尽きるのではないかと考えております。

○那谷屋正義君 もう時間ですので終わりますけれども、その才に対してまたポストというふうなお話でしたけれども、その才の一部にこういった行政文書を改ざんするだとか隠蔽だとかそういう

ふうなことが行われる、これもあしき才の一つだというふうに思うんですね。それをそのまま次の役職に持っていくということに対して非常にそれはもうまさに、今申し上げましたように、不条理、不均衡だというふうに言わざるを得ないことを指摘申し上げます、私の質問を終わります。

○熊野正士君 公明党の熊野正士です。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、金融庁では二月の二十八日に新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤルが設置をされております。金融機関の窓口照会であるとか、金融機関との取引に関する相談を受けていると承知をしております。これまでの相談件数やその推移、相談内容について御説明をお願いいたします。

○政府参考人（森田宗男君） お答え申し上げます。

先生御指摘のございました相談ダイヤルにつきまして寄せられた相談件数でございますけれども、二月二十八日から三月六日までが三十一件、三月九日から三月十三日までが二百十三件となっております。融資等に係る相談がその大宗を占めているところでございます。具体的には、相談ダイヤルには、事業者の方から、資金繰りに関連しまして、例えば、金融庁の所管ではございませんけれども、コロナ関連の中小企業向けの融資施策について教えてほしいといった政策金融の制度に

係る御相談や、金融庁所管の金融機関について、コロナの影響で売上げが下がっているので再度リースケにに応じてもらいたいといった条件変更やあるいは新規融資に関する御相談等が寄せられているところでございます。

金融庁といたしましては、引き続き当相談ダイヤルに寄せられるお問合せや御相談に丁寧に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○熊野正士君 今答弁ございましたように、中小企業の資金繰りが日ごとに厳しさを増しております。

政府として三月十日に緊急対応策第二弾が発表されました。それによりますと、日本政策金融公庫による中小企業への迅速な資金供給が打ち出されました。実質的な無利子化であるとか、据置期間を最長五年間にするなど、中小・小規模事業者の実情に即してということでありませうけれども、一番のポイントは、一刻も早く融資を実行することだというふうに思います。そのためには、日本政策金融公庫などの人員確保であるとか体制の強化が必要不可欠だと思います。

この体制強化、どれぐらい進んでいるのか、また、資金供給についてどれぐらいのスピード感を持って実施できるのかについて大臣の答弁を求めたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） 今般のこのウイルス

感染症の影響拡大に伴って、いわゆる事業者が、まあ小さな事業者が正確でしようけれども、中小零細の事業者の資金繰りが非常に厳しいことになってくるであろうと思われるので、いわゆる政策金融公庫に対しましては、これは柔軟な対応をやるようと、先ほどそこに田中来ておりましたけれども、三月六日と十六日、二度にわたって要請をいたしております。とりわけ、年度末と重なっておりますので、資金繰りの重要さが高まってくるところなんです、融資はこれ早めやらぬと、もうとにかく三月です。

そういった意味では、相談受付のときの審査というのは、要は、紙が、書類を持ってきて、こんなに書類、前も見たらうがと、同じ書類をまた書くのは手間が掛かったりする。それを省くということ、そのようなことで、書類は極端に簡素化せいと。とにかく、これ、つなぐんだから。

そういったことで、最大限のスピードで取り組むことも併せて、そこまですと大臣が頭取に申し上げるのはちよつとかがかと思うし、大体あなたの立場として、そこまで細かい指示なんていまだかつてしたことは過去に例がないと思えますので、そこまですわないと、今回は、中小零細のところは目先ですから、三月なんですということ、手続の迅速化ということで、人手が多分足りないんだから、本店にその種の相談は来ないんだ